

「店頭外国為替証拠金取引インターネット取引説明書」の一部改正について

(平成 30 年 1 月 22 日)

現 行	変 更 後
<p>(前文)</p> <p>インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます）取扱いの「シストレ24」「トライオートFX」「FX24」（以下「本取引」といいます）は、当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引です。</p> <p>本取引は、少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引であるため、本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなります。</p> <p>本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、取引される通貨の価格変動などにより損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。</p> <p>本説明書は、金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。</p> <p>本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書および本説明書とともに交付される「店頭外国為替証拠金取引契約約款」（以下「契約約款」といいます）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容およびリスクを十分に把握し、ご理解いただいたうえで、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した上で、お客様ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。</p>	<p>(前文) ※構成を一部修正</p> <p>本説明書は、金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。</p> <p>インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます）取扱いの「シストレ24」「トライオートFX」「FX24」（以下「本取引」といいます）は、当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引です。</p> <p>本取引は元本および利益が保証された取引ではありません。</p> <p>少額の資金で多額の取引を行うことが可能であるため、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。</p> <p>本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面とあわせて、「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」（以下「契約約款」といいます）の内容を熟読いただき、本取引の仕組みやリスクを十分に把握し、ご理解いただく必要があります。</p> <p>ご自身の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、お客様ご自身の責任と判断において取引を行っていただきますようお願いいたします。</p>
<p>(枠内)</p> <p>I</p> <p>本取引に係る取引手数料は、シストレ 24 および FX24 は無料です。</p> <p>トライオート FX は、上限として 1,000 通貨単位あたり 20 円 (0.2/米ドル/スイスフラン/NZ ドル/ポンド/豪ドル) となります。トライオート FX の受渡決済に係る手数料は、1,000 通貨単位あたり 1,000 円 (ただし、10,000 通貨未満の場合は 1 件あたり 10,000 円) となります。詳細につきましては、「別紙・取引手数料」をご参照ください。</p> <p>II</p>	<p>(枠内) ※見出しを追加し、構成を一部修正</p> <p>重要事項の説明</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引は当社がおお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引です。 ・本取引に係る取引手数料は、シストレ 24 および FX24 は無料です。 <p>トライオート FX は、上限として 1,000 通貨単位あたり 20 円 (0.2/米ドル/スイスフラン/NZ ドル/ポンド/豪ドル) となります。トライオート FX の受渡決済に係る手数料は、1,000 通貨単位あたり 1,000 円 (ただし、10,000 通貨未満の場合</p>

<p>シストレ24は、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1k（1,000通貨）毎に1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、トライオートFXおよびFX24は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。</p>	<p>は1件あたり10,000円)となります。詳細につきましては、「別紙・取引手数料」をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シストレ24は、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1k（1,000通貨）毎に1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、トライオートFXおよびFX24は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。
<p>III 本取引は、取引される通貨の価格および金利の変動により損失が生ずるおそれがあります。また、取引される通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売建玉と買建玉の双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。さらに、本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額+評価損益相当額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。 <p><u>スワップポイントについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引では保有している建玉の通貨間の金利差（スワップポイント）が本口座内で自動的に受払いされます。 <p><u>ロスカットについて</u></p>
<p>IV 本取引は、通貨ペアを売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引では、一定間隔ごとに本口座の有効証拠金額の確認を行い、有効証拠金額が当社所定の金額に達した場合、すべてのポジションを強制決済します。 ・急激な相場変動時においては、定められた比率を大きく割り込んでロスカットされる場合があります。また、証拠金預託額以上の損失が発生する場合があります。
<p>V 本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各サービスによりロスカットの詳細が異なります。<u>別紙</u> <p><u>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</u></p>
<p>VI 本取引は、お客様と当社との相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社はお客さまとの取引から生じるリスクを減少する目的で、下記金融機関等（以下「カバー先」といいます）で、適宜カバー取引を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引は、取引される通貨の価格および金利の変動により損失が生ずるおそれがあります。また、取引される通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売建玉と買建玉の双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。さらに、本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の

<p>(カバー先の商号等) (省略)</p> <p>VII お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額+評価損益相当額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。</p> <p>VIII 本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。</p> <p>IX シストレ24については、法第37条の6に規定される書面による解除（クーリングオフ）が出来ます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。なお、トライオートFXおよびFX24では、クーリングオフはできません。</p> <p>(別紙)</p> <p>12 シストレ 24 に関する重要事項 (1)～(7) (省略)</p> <p>(8) シストレ 24 に登録されているストラテジーは、1 ポジションあたりの最大許容評価損失は 300pips に設定されており、評価損失が 300pips に達した場合、決済注文が発注されます。ただし、相場急変時、経済指標発表前後および流動性の低下時等は、300pips を超えて損切りされる可能性があります。なお、上記の 300pips の最大許容評価損失は、新規売買シグナルによる新規ポジションのみに適用され、ジョイントレードやマニュアルトレードなどには適用されません。</p>	<p>額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引は、通貨ペアを売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。 ・本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。 ・本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。 <p><u>カバー取引について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引においては、下記の金融機関においてカバー取引を行います。 <p>(カバー先の商号等) (省略)</p> <p><u>クーリングオフについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライオートFXおよびFX24では、法第37条の6に規定される書面による解除（クーリングオフ）はできません。 ・シストレ24についてはクーリングオフができます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。 <p>(別紙)</p> <p>12 シストレ 24 に関する重要事項 (1)～(7) ※現行どおり</p> <p>(8) シストレ 24 に登録されているストラテジーは、1 ポジションあたりの最大許容評価損失は 300pips に設定されており、評価損失が 300pips に達した場合、決済注文が発注されます。ただし、相場急変時、経済指標発表前後および流動性の低下時等は、300pips を超えて損切りされる可能性があります。</p> <p>なお、上記の 300pips の最大許容評価損失は、新規売買シグナルによる新規ポジションのみに適用され、ジョイントレードやマニュアルトレードなどには適用されません。<u>また、本取引の売買シグナルや前述の 300pips の最大評価損失の設定による決済注文は、週末の取引終了前、及び週明けの取引</u></p>
---	---

<p>(以下省略)</p> <p>以上 平成 29 年 7 月 24 日</p>	<p>開始後の一定時間は流動性が低下しているため、執行されません。そのため、週末時点や週明け時点の 300pips の最大評価損失の対象となる建玉は、月曜日の取引開始から一定時間後に決済されますので、損失が 300pips を大きく上回る場合がございます。</p> <p>その他、クリスマスや年末年始等、イレギュラーな取引時間となる場合は、流動性次第では上記以外の時間帯でも最大評価損失 300pips 以上の建玉の決済注文は、流動性の回復以降に執行される場合があります。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>以上 平成 30 年 1 月 22 日</p>
--	--